

## 6 受 検 資 格

実務経験年数は、令和4年10月14日現在で算定します。なお、実務経験とは、当該検定職種に関する実務の経験でなければならず、この範囲には現場における作業のみならず、管理、監督、訓練、教育及び研究の業務や入職後に受けた訓練又は教育が含まれます。

(単位 年)

等級区分 受検対象者(注1)	特 級	1 級			2 級		3 級	単一等級	
	1 級に合格した後の実務の経験年数	1 級の受検に必要な実務経験年数			2 級の受検に必要な実務経験年数		3 級の受検に必要な実務経験年数(注7)	単一等級の受検に必要な実務経験年数	
		直接1級を受検	2 級合格後	3 級合格後	直接2級を受検	3 級合格後(注7)			
実務経験のみ	5	7			2		0 (注8)	3	
専門高校卒業(注2) 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6			0		0	1	
短大・高専・高校専攻科卒業(注2) 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業		5			0		0	0	
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く)(注2) 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4			0		0	0	
専修学校(注3)又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る)		800 時間以上	6	2	4	0	0	0 (注9)	1
		1,600 時間以上	5			0		0 (注9)	1
		3,200 時間以上	4			0		0 (注9)	0
短期課程の普通職業訓練修了 (注4)(注10)		700 時間以上	6			0		0 (注6)	1
普通課程の普通職業訓練修了 (注4)(注10)		2,800 時間未満	5			0		0	1
		2,800 時間以上	4			0		0	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了(注4)(注10)			3	1	2	0		0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了(注10)				1		0		0	0
長期課程又は短期養成課程の指導員養成訓練修了(注10)				1 (注5)		0 (注5)		0	0
職業訓練指導員免許取得				1		-	-	-	0
長期養成課程の指導員養成訓練修了(注10)			0		0	0	0	0	

(注1) 検定職種に関する学科(P16参照)、訓練科又は免許職種に関するものに限り、ます。

「検定職種に関する」の範囲については

厚生労働省ホームページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyounouryoku/ability\\_skill/ginoukentei/kansuru.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/ability_skill/ginoukentei/kansuru.html) (「厚生労働省検定職種に関する」で検索できます) をご覧ください。

検定職種に関連のない学科・訓練科又は免許職種を卒業又は修了した者は、「実務経験のみ」の欄の年数になります。

また、大学、短大、高校、専修学校等の卒業、各課程の職業訓練の修了、指導員免許の取得に係る実務経験年数は、卒業、修了、取得後の実務経験年数が対象となります。